

◎新潟県告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年1月20日

新潟県知事 花 角 英 世

1 路線名 県道 半蔵金入広瀬停車場線

2 供用開始の区間

魚沼市長鳥字大谷内甲2129番1から同市長鳥字大谷内甲2133番1まで

3 供用開始の期日 令和8年1月20日